

名古屋市告示第491号

石川県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第13号（富山県及び石川県における市税に関する申告期限等の延長）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

令和7年10月2日

名古屋市長 広 沢 一 郎

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

名古屋市財政局税務部税制課